

## 《学校体育施設開放事業について》

### 1 学校開放の趣旨

子どもの安全な遊び場の確保及び社会教育団体活動の促進並びに社会体育の普及及び生涯学習の推進を図るため、学校教育に支障のない範囲において、南九州市立小学校及び中学校の施設を住民の利用に供することを目的に開放しています。

### 2 利用団体登録について

市立小・中学校施設を恒常的に（年間を通して）利用しようとする団体は、利用団体登録申請書を提出する必要があります。

**※年度当初から利用する団体は、3月31日までに提出してください。**

※年度途中から利用することになった場合は、その都度提出してください。

#### ★利用団体登録申請書（様式1）

- ・利用団体は登録申請書を各小・中学校管理指導員へ1部提出してください。（押印不要）  
※通年使用する団体は使用する曜日を記入してください。
- ・管理指導員は内容を確認後、管理指導員欄に押印のうえ社会教育課へ提出してください。
- ・教育委員会は内容確認後、番号を付し原本を利用団体へ、写しを各学校へ送付します。

### 3 利用申請について

学校体育施設を利用する団体は、利用日の7日前までに学校体育施設利用申請書を提出してください。

#### ★施設利用申請書（様式2）

- ・利用しようとする学校（登録済）の管理指導員に空き状況の確認してください。
- ・管理指導員は利用計画表で確認のうえ支障がなければ許可をします。
- ・利用団体は利用しようとする施設を管轄する（川辺）諏訪管理事務所、（知覧）知覧文化会館、（顛娃）顛娃文化会館へ利用申請書を必ず提出してください。（下記提出先参照）

#### ～登録申請書・利用申請書の提出先～

提出場所	登録申請書	利用申請書
川辺	利用する各学校	諏訪管理事務所（諏訪運動公園）
知覧	利用する各学校	知覧文化会館
顛娃	利用する各学校	顛娃文化会館

#### 4 使用料の徴収について

学校体育施設の照明施設の使用には、使用料が必要となります。(別表のとおり)

※照明施設使用料は、利用申請書の提出と同時に納入してください。

#### 5 照明施設使用料の免除・返還について

##### ○照明施設使用料の免除

- ・市または市の機関が主催し、又は共催して利用する場合。
- ・市内の公共的団体が利用する場合。
- ・公益上特に免除する必要があると認めた場合。

(地区民の親睦を図るために実施する行事や、市の体育イベント等に参加するための練習で利用する場合などに地区公民館長が申請する場合。)

※申請書に使用料免除申請書(第1号様式)を添えて提出してください。

##### ○照明施設使用料の返還

原則として既納の使用料は、返還しませんが、次のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

- ・災害その他利用者の責めに帰することができない理由により利用不能となった場合。
- ・公益上又は管理上の必要が生じ、許可を取り消した場合。
- ・利用開始前に許可を取り消し、又は許可を受けた事項の変更を申し出て、教育委員会がこれを認めた場合。

なお、返還を受けようとする場合は、使用料返還申請書(第2号様式)を提出してください。(利用申請書を提出した場所へ提出)

例：雨天により屋外照明が使用できなかった。

：学校の行事等の関係で体育館を使用できなくなった。

：諸事情により体育館を使用できなかった。 等

※屋内照明(体育館等)を使用しない場合は、前日までに学校と文化会館(川辺は諏訪管理事務所)に照明を使用しない旨を必ず連絡してください。また、屋外照明(運動場等)を利用日の天候不良により使用しない場合も、利用開始時間までに連絡してください。

## (別表)

### 学校照明施設(穎娃・知覧・川辺)

施設名	使用区分	1時間当たり
小・中学校体育館	バレーボールコート1面につき	220円

### 屋外運動場照明施設(穎娃)

施設名	30分当たり
別府屋外運動場(別府小学校)	770円

### 学校屋外照明施設(川辺)

施設名	使用区分	30分当たり
川辺小学校屋外照明施設	照明塔2基	440円
高田小学校屋外照明施設	照明塔4基	660円
旧神殿小学校屋外照明施設	照明塔3基	160円
清水小学校屋外照明施設	照明塔4基	270円
旧田代小学校屋外照明施設	照明塔2基 校舎照明4灯	220円
勝目小学校屋外照明施設	照明塔4基	550円
大丸小学校屋外照明施設	照明塔5基	270円